



## 取引条件

- の本製品から、当社の名称及びあらゆる当社の商標、商用品、記章、部品番号、シンボル又は装飾的意匠を除去する。
- 8.4 本注文書又は他の方法による当社の指示に基づき本製品又は本サービスの供給が要求される場合を除き、本売主は、当社のいかなる秘密情報も使用又は開示してはならない。秘密情報には、当社により秘密と指定された全ての情報（一般的事業活動（費用、予測、利益、価格設定方法及び工程を含む）に関する全ての情報、及び常識的に秘密として扱われべき性質を帯びた他のあらゆる情報が含まれるが、これに限定されない）。
9. 法律遵守
- 9.1 本売主は、適用される全ての法律、規則及び規定を遵守する。かかる一般原則を制限することなく、本売主は以下のことを保証する。
- a) 環境に関する遵守 - 全ての本製品及びその包装は、環境に関する一般仕様書（The General Specification for the Environment (GSE) DWG A-5951-1745-1. ）。なお、<http://www.agilent.com/environment/GSE.pdf> を参照）を含む。環境、衛生及び安全（EHS）に関する全ての適用法規を遵守する。
- b) 化学物質 - 全ての本製品は政府規制又は貨物規制、及び化学物質に適用される要件に従って出荷される。
- c) 物質の分類 - 本製品又は本製品のあらゆる構成要素は全て、現行又は今後補正される合衆国法典第 42 編第 7671 条の米国法によって定義されている用語による「分類 I 物質」又は「分類 II 物質」を一切含有しておらず、又、現行又は今後補正される合衆国法典第 42 編第 7671 j (d) (2) 条の米国法の趣旨における分類 I 物質又は分類 II 物質のいずれかを使用する工程によって製造されたものではない。
- d) 調達規則 - 米政府との契約又は下請契約に基づいて当社が本製品及び本サービスを販売する場合、契約又は下請契約に挿入される米国の法律又は規則によって義務づけられる全ての適用調達規則が、本注文書に適用される。
- e) C-TPAT - 本製品及び本サービスの提供に関連し、本売主は、Customer-Trade Partnership Against Terrorism (C-TPAT) に適合し、又はそれと同等のサプライチェーン・セキュリティ対策を講じる。
- f) ESR - 本売主は、当社が制定した Supplier Environmental and Social Responsibility (ESR) Code of Conduct を遵守する。  
([http://www.agilent.com/environment/Supplier\\_ESR\\_Code\\_of\\_Conduct.pdf](http://www.agilent.com/environment/Supplier_ESR_Code_of_Conduct.pdf) を参照)
- 9.2 その他の要件。当社は、合理的な要求をする限りにおいて、本注文書に関連のある一切の取引につき、本製品及び本サービスの提供から 5 年間は、本売主の製造工程、帳簿、記録、会計実務及び当社の定める行動規範（前 9.1 項 f) に記載する Supplier ESR Code of Conduct を指す）への準拠をレビューする権利を有します。本売主は購入した全商品及びサービスの費用、他に再委託した業務、並びにすべての人件費を含む（しかしそれらに限定されない）全記録を保持しなければなりません。かかる記録はすべて、一般会社原則に従って、かつそれらを容易に監査できる方法で、保持しなければなりません。当社からの要求があった場合で、かかる記録が提供されなかったときは、本注文書に対する重大な違反行為と見なされます。
10. 違反
- 10.1 本売主が本注文書のいずれかの規定に違反した場合、かかる違反についての通知を当社から受領後、実働日で 10 日以内に本売主がその違反を是正しない限り、当社は本注文書の全部または一部を解除することができる。
- 10.2 本書 10.1 項の趣旨において「違反」という用語には以下が含まれるがこれに限定されない。a) 自発的か強制的かを問わず、本売主による、もしくは本売主に対する破産もしくは倒産手続、b) 本売主の同意の有無にかかわらず、管財人の指名もしくは債権者のための財産譲受人の指名、c) 要請に基づく当社への合理的履行保証の提供の不履行、又は d) その他本売主が本注文書を遵守しないこと。
- 10.3 上記規定に従い当社が本注文書の全部又は一部を解除する場合、当社は、当社が適切と判断する条件及び方法で代替製品又はサービスを調達することであり、本売主は要求に応じて、かかる代替製品又はサービスの購入に際して当社が負担した全ての追加費用を当社に支払う。
11. 輸入／輸出要件
- 11.1 本売主は、適用される全ての輸入及び輸出要件を遵守し、要求により、本売主の遵守に関する情報又は証拠書類に加え、当社が本製品の受領に対して適用される要件を遵守する上で必要な他のあらゆる情報又は証拠書類を当社へ提出する。
- 11.2 本製品が輸入される場合、当社による別段の指定又は承諾がない限り、本売主は、可能な場合には、当社が記録上の輸入業者となることを認め、本売主が記録上の輸入業者ではなく、本売主がその本製品に関して関税払戻し権を取得している場合、本売主は要求により、輸入を証明し、関税払戻し権を当社へ移転する。任向け国の税関当局により要求される情報及び証拠書類を当社へ提出する。

## 12. 雑則

- 12.1 本売主は、当社の書面による事前の同意がない限り、自己の権利又は義務を譲渡できない。
- 12.2 本注文書のいずれかの条件に対する権利放棄は書面にて行う。かかる権利放棄は、他の条件に対する権利放棄、又は同じ条件の後の違反に対する権利放棄とみなされることはない。
- 12.3 本注文書は、日本の法律に従って解釈され、準拠する。本売主は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意する。
- 12.4 法律によって許される最大限の範囲で、明示的な別段の規定がある場合を除き、いずれの当事者も、契約、不法行為又は他の法律理論に基づくあらゆる間接的、特別、付随的又は派生的損害賠償について責任を負わない。上記にかかわらず、本売主は、上記 8 条及び 9 条並びに人的損害に基づくあらゆる種類の損害賠償について責任を負う。
- 12.5 本注文書におけるいかなる事項も、本注文書に基づいて提供される本製品又は本サービスと同一もしくは類似の製品又はサービスの生産、販売又は市場取引、あるいはかかる同一もしくは類似の製品又はサービスの他の第三者からの購入を、当社に対して禁止するものとして解釈されることはない。
- 12.6 本注文書のいずれかの条件又は規定が無効又は実施不能であると、正当な管轄権を有する機関が裁定した場合であっても、かかる条件または規定は、無効であること又は実施不能であることを排除するために必要な範囲で解釈、制限、又は必要な場合は分離されると共に、本注文書の他の規定は有効に存続する。当社の規定は有効に存続する。
- 12.7 本売主は、本サービスを当社に提供するに際しては、第三者に対する人的損害及び財産的損害の賠償責任をカバーする保険であって、かかる損害が生じた際に当社を保護するに足る金額の保険を付保するものとし、それは、あらゆる法律、規則、命令に適合したものである。本売主はまた、本売主の事業の態様及び規模と同程度の事業主体であるならば加入することが商慣習上妥当とされる追加的な保険も付保する。